

大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との

調和に関する条例の解説・届出マニュアル

令和３年３月 策定

令和７年４月 改定

大崎市 市民協働推進部 環境保全課

目 次

第 1 章 総則	 P 1
1－1. 条例の目的と基本理念	
1－2. 定義	
1－3. 市・事業者・市民の責務	
1－4. 適用事業	
第 2 章 抑制区域	 P 7
2－1. 抑制区域の指定	
2－2. 抑制区域の指定と変更, 解除	
第 3 章 届出等	 P 10
3－1. 事前協議等届出	
3－2. 対象住民等への説明	
3－3. 事業計画への意見申出と協議	
3－4. 届出	
3－5. 着手届・完了届	
3－6. 変更の届出	
3－7. 中止・廃止の届出	
3－8. 事業承継	
第 4 章 地熱発電事業	 P 22
4－1. モニタリングの実施	
4－2. 地熱発電事業における届出対象行為	
4－3. 地熱発電事業の事前協議	
4－4. 地熱発電事業の届出	
第 5 章 特定事業	
第 1 節 廃棄等費用の確保及び管理	 P 28
5－1－1. 保証金の預入及び質権設定等	
5－1－2. 保証金の使途	
5－1－3. 質権設定契約の解除等	

第2節 損害賠償責任保険等への加入	………… P 3 2
5－2－1. 損害賠償責任保険等への加入	
第6章 雑則	………… P 3 3
6－1. 事業の確認	
6－2. 事故発生時の措置等	
6－3. 報告及び立入調査	
6－4. 助言，指導又は勧告	
6－5. 命令	
6－6. 公表	
経過措置	………… P 3 7
様 式	…………別冊

第 1 章 総則

1－1. 条例の目的と基本理念（条例第 1 条・第 3 条）

環境に対する意識の高揚やゼロ・カーボン社会の実現に向けた再生可能エネルギー施策の推進により、太陽光発電などの再生可能エネルギー発電設備の設置は全国的に増加しています。

本市においても、太陽光発電設備の設置が増加している一方で、設置に伴う災害の誘発不安や景観阻害、動植物の生態系への影響等が懸念されるとともに、周辺住民への事業に関する説明不足により、地域住民や関係者とのトラブルが発生している事例があります。

本市には、世界農業遺産やラムサール条約登録湿地など、世界に認められた豊かな自然環境や田園環境があります。また、豊富な湯量と泉質を誇る温泉があり、国民保養温泉地として観光産業を支えています。この環境は、市民の長年にわたる努力によって形成されてきた市民共通の財産であり、将来にわたってその恵沢を享受し、持続可能な未来を構築できるよう、市民の意向を踏まえて、その保全及び活用が図られなければなりません。

今回、人と自然が共生し、安全・安心な生活環境の保全と再生可能エネルギーの利用との調和を図るため「大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設置事業との調和に関する条例」を制定し、豊かな地域社会及び住み続けられるまちづくり並びに地熱資源の将来にわたる持続可能な活用による産業振興及び公共の福祉の増進につなげていくこととしました。

1－2. 定義（条例第2条，規則第2条）

条例で使用する用語の定義となります。

(1)再生可能エネルギー源

非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができる太陽光（太陽熱を含む。）、風力、水力、地熱及びバイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの）をいいます。

(2)発電設備

再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備（送電に係る電柱等を除く。）をいいます。

(3)事業

再生可能エネルギー発電設備を設置する事業（当該事業のために行われる調査及び土地の造成工事（立木の伐採，切土，盛土等を含む。）を含む。）をいいます。

※調査・・・地下資源の調査における地表調査など，自然環境等への影響や住民等への配慮が必要なものをいいます。測量や既存資料の調査などは含まれません。

※土地の造成工事・・・切土，盛土，くい打ち，地盤改良，根切り，山留めなどのほか，立木の伐採など土地の形質の変更を伴わない場合を含みます。

(4)事業者

事業を計画し，これを実施する者（国及び地方公共団体を除く。）をいいます。

(5)事業区域

事業を行う一団の土地（再生可能エネルギー発電設備に附属する管理施設、変電施設、緩衝帯等に係る土地を含む。）の区域であって、柵、塀等の工作物の設置その他の方法により当該一団の土地以外の土地と区別された区域をいいます。

※客観的な観点から、当該事業が近隣の事業と実質的に同一の事業として、事業区域が一体であると判断して対応を求める場合があります。

【例】

- ・グループ企業など同一とみられる事業者が、近接した土地に発電設備を設置する場合
- ・私道等を意図的に設置し、分断していると認められる場合
- ・他事業者と共同して同事業者の連続を避けつつ複数の発電施設を設置する場合

(6)建築物

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいいます。

(7)行政区

大崎市行政区設置に関する規則（平成18年大崎市規則第5号）第1条第2項の別表第1に規定する区域の行政区をいいます。

(8)住民等

事業区域を含む行政区又は事業の実施により自然環境等に一定の影響がある区域（以下この号において「事業影響区域」という。）に居住する者及びこれらに所在する法人その他団体並びに事業影響区域に土地又は建築物を所有する者をいいます。

(9) 廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいいます。

(10) 特定事業

発電出力が50キロワット以上の事業（建築物の屋根，壁面又は屋上に設置する太陽光発電事業を除く。）をいいます。

特定事業の場合，第5章に記載する廃棄費用等の確保及び管理，損害賠償責任保険等の加入について義務が課せられます。

1－3. 市・事業者・市民の責務（条例第4～6条）

(1) 市の責務

市は，本条例の基本理念にのっとり，この条例の適切かつ円滑な運用を図ります。

(2) 事業者の責務

①関係法令等の遵守，自然環境等への十分な配慮，住民等との良好な関係保持

事業者は，電気事業法やFIT法等の関係法令及び本条例や「宮城県太陽光発電施設の設置等に関する条例」の遵守に加え，資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドラン」・「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」，環境省の「環境配慮ガイドライン」等，関連するガイドランに従って事業を行わなければなりません。

また，事業実施にあたっては，計画段階から本市の豊かな自然環境や田園環境，美しい景観及び安全・安心な生活環境の保全のために十分な検討を行った上で，住民等へ丁寧な説明を行い，理解を得られるように努めると共に，良好な関係の保持と地域振興に努めてください。

【ポイント】

- ア．計画段階から、住民等へ事業の内容を説明し、意見を反映した事業計画を策定してください。
- イ．策定した事業計画は、丁寧な説明を行い、住民等の理解が得られるよう努めてください。
- ウ．事業区域を適切に管理し、常に住民等とコミュニケーションを取り、苦情や相談等へは速やかに対応してください。
- エ．災害発生時には、住民等へ発電した電力を提供するなど、共助に努めてください。
- オ．地域と一体となった活動や地元からの雇用、調達に努めてください。

②発電設備及び事業区域の適正な管理、事業廃止時の適正な回復

事業者は、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域を良好に維持管理すると共に、事業で発生する廃棄物については、適正な処理をしてください。

また、事業を廃止するときは、関係機関と協議の上、速やかに発電設備を撤去し、事業区域の土地を適正に回復しなければなりません。

③発電設備の維持管理経費及び解体並びに廃棄物の処理に関する費用の確保

事業者は、計画的に資金を積み立てるなど、維持管理経費や廃棄等費用に充てる資金を確保しなければなりません。

特定事業の場合は、第5章に記載する廃棄費用等の確保及び管理について義務が課せられます。

(3) 市民の責務

市民は、本条例の基本理念にのっとり、市の施策や条例に定める手続きへ協力するように努めてください。

1－4．適用事業（条例第7条）

条例の適応を受ける事業は、発電出力10キロワット以上の事業となります。

※増設により、10キロワット以上となる事業も対象となります。

ただし、次の太陽光発電設備の設置は、適用外となります。

【適用除外】

- ①建築物の屋根等への設置するもの。
- ②個人が自己の居住する土地及び隣接する土地に設置する50キロワット未満のもの
- ③既存の温泉を採取している井戸（以下「既存井」という。）を利用した地熱発電事業であって事業実施前後において当該温泉の湧出量に変化を生じないもの

第2章 抑制区域

2-1. 抑制区域の指定（条例第8条第1項，規則第3条別表第1）

市長は、災害の発生するおそれがある区域や自然環境等の資源として認められる区域、特色ある景観が保たれている区域、歴史や文化を保全する必要があると認められる下記の区域を、事業者に対し事業区域に含めないよう協力を求めることができる「抑制区域」として指定することができます。

次の区域が「抑制区域」になりますので、事業区域に含めないように努めてください。

	区域の種類	確認先
1	森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により指定された保安林	宮城県北部地方振興事務所林業振興部
2	自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項の規定により指定された特別地域	宮城県自然保護課 ウェブサイト
3	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画により定めた農用地区域（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第5条第9号の2に規定する特定営農型太陽光発電設備を設置する場合を除く。）	大崎市産業経済部 農政企画課
4	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区	宮城県北部地方振興事務所林業振興部
5	砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地	宮城県防災砂防課 ウェブサイト
6	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域	宮城県防災砂防課 ウェブサイト

7	河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域及び同法第54条第1項の規定により指定された河川保全区域	各河川管理事務所
8	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた同項第1号の第一種低層住居専用地域及び第7号の風致地区	大崎市建設部 都市計画課
9	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域	宮城県防災砂防課 ウェブサイト
10	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域	宮城県防災砂防課 ウェブサイト
11	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第58条第1項に規定する登録有形文化財、同法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物、同法第133条に規定する登録記念物、同法第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観及び同法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区	大崎市教育部 文化財課
12	文化財保護条例（昭和50年宮城県条例第49号）第3条第1項の規定により指定された宮城県指定有形文化財及び同条例第32条第1項の規定により指定された宮城県指定史跡、宮城県指定名勝又は宮城県指定天然記念物	大崎市教育部 文化財課
13	大崎市文化財保護条例（平成18年大崎市条例第140号）第5条第1項の規定により指定された大崎市指定有形文化財及び同条例第28条第1項の規定により指定された大崎市指定史跡、大崎市指定名勝又は大崎市指定天然記念物	大崎市教育部 文化財課

2－2．抑制区域の指定と変更，解除（条例第8条第2・3項）

市長は，必要があると認めるときは新たに抑制区域を指定し，又はその指定を変更，解除することができます。

なお，指定・変更・解除するときは，大崎市環境審議会の意見を聴かなければなりません。

第3章 届出等（地熱発電事業を除く）

3-1. 事前協議等（条例第10条第1項，規則第7条第1項）

適用を受ける事業を実施しようとするときには，届出が必要となりますが，届出の前（事業に着手しようとする日の90日前まで）に，次の書類により事前協議してください。

【提出書類】

大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業事前協議書（様式第9号）

【添付書類】

- （1）大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業計画書（様式第10号）
- （2）関係法令の手續状況確認書（様式第11号）
- （3）説明会等報告書（様式第12号）
- （4）事業者が法人にあつては，法人の登記事項証明書の写し
- （5）事業者が個人にあつては，住民票抄本の写し
- （6）位置図
- （7）現況写真（撮影した日付が確認できるカラー刷りのもの）
- （8）事業区域全域の公図の写し
- （9）事業区域全域の土地の登記事項証明書の写し
- （10）土地利用計画図（平面図（縮尺が1000分の1以上のもの））
- （11）造成を含む事業にあつては，土地造成計画図（平面図・縦断図・横断図（縮尺が1000分の1以上のもの））
- （12）建築物又は工作物の設計図（平面図・立面図・断面図）
- （13）太陽光を再生可能エネルギー源とする事業にあつては，反射光影響予測図（太陽光パネルによる周辺への反射光を予測した図面をいう。）
- （14）流量計算書
- （15）排水計画図（平面図・断面図）
- （16）排水施設 構造図

- (17)排水に係る放流承諾書
- (18)工程表
- (19)工事施工方法書(計画書)(作業の方法及び工法を示したものをいう。)
- (20)工事実施体制表(施主, 工事施工者, 施工保守管理者 等を示したものをいう。)
- (21)維持管理(保守点検)計画書
- (22)維持管理(保守点検)費用及び廃棄等費用積立計画書
- (23)事業者が土地所有者と異なる場合にあっては, 土地の売買(賃貸借)契約書等の写し
- (24)その他の法令による許認可等を受けているときは, その写し
- (25)その他市長が必要と認める書類

※必要に応じ, 「助言(指導)通知書(様式第20号)」により, 確認や対応を求める場合がありますので, 届出の際に, その対応等の内容を「助言(指導)への対応書(様式第3号)」により提出してください。

3-2. 対象住民等への説明（第10条第2・3項，規則第8条別表第2）

事前協議をするときは，協議の前に対象住民等に対し，事業計画に関する説明会を開催してください。

ただし，災害等により説明会を開催することが困難であると特に認める場合は，この限りではありません。（代替の対応策が必要となります。）

なお，発電設備の出力の合計が50キロワットに満たない場合は，対象住民等への戸別訪問その他適当な方法で事業計画を周知することにより，説明会に代えることができます。

【対象住民等の範囲】

再生可能エネルギー源と発電出力によって異なりますが，範囲はイメージ図のとおりです。対象住民等の範囲は，拡大しても構いません。

基本的には，対象範囲内の居住者又は建物所有者を対象者としてください。ただし，事業区域に隣接する土地については，居住者又は建物がない場合には，土地所有者を対象者としてください。なお，隣接地以外の対象範囲内で建物がない場合については，排水等の事業の影響を考慮して個別に土地所有者を対象者とするか判断してください。

【戸別訪問その他適当な方法例】

- ・戸別へのポスティングにより，必要な情報を記載した書面を配布する
- ・発電設備設置予定地へ，対象住民等が見えるように，事業概要を記載した看板を設置し，連絡先を明記する。
- ・対象住民等の区域の掲示板へ，事業概要を記載した内容を掲示し，連絡先を明記する。
- ・必要な情報及び質問フォームを事業者自身が設置するインターネット上のホームページに掲載し，当該ホームページのアドレス等を上記の事業概要の文中に記載する。

【法令等に基づき設置した協議会等における説明会の特例】

法令等に基づく協議会等における説明の実施を、本条例の説明会の開催にみなす特例としては、例えば、盛土規制法に基づく説明会や、環境影響評価法に基づく説明会などが考えられます。

【対象住民等の代表者】（規則様式第12号）

対象住民等の代表者（行政区長や自治会長など）から、事業内容等の説明に対して理解を得た旨の署名をいただいでください。

署名をいただく際には、代表者に何らかの責任を負わせるものではないことをご説明ください。

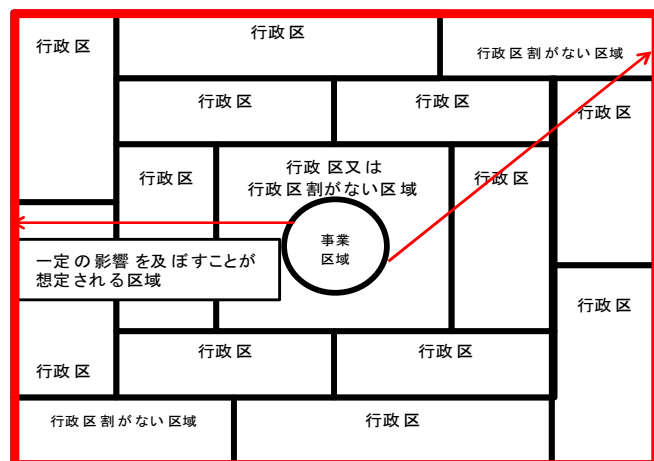
また、近年、特殊詐欺の被害が多発している背景などから、市から事業者へ、対象住民等の代表者の連絡先等を提供しないよう申入れされております。

本市では、事業者に対して、対象住民等に関する情報を提供したり、仲介することは行いませんので、地権者等を通して事前に対象住民等の代表者にお知らせするなど、十分に配慮した上でご説明いただく方法を検討してください。

説明会の対象住民等のイメージ図(その1)

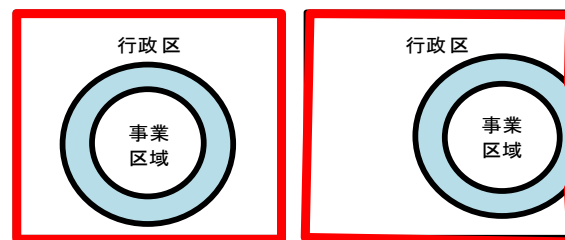
赤線が対象住民等の範囲

風力 50kw 以上



事業区域の所在する行政区及び事業の実施により自然環境等に一定の影響を及ぼすことが想定される区域の住民等

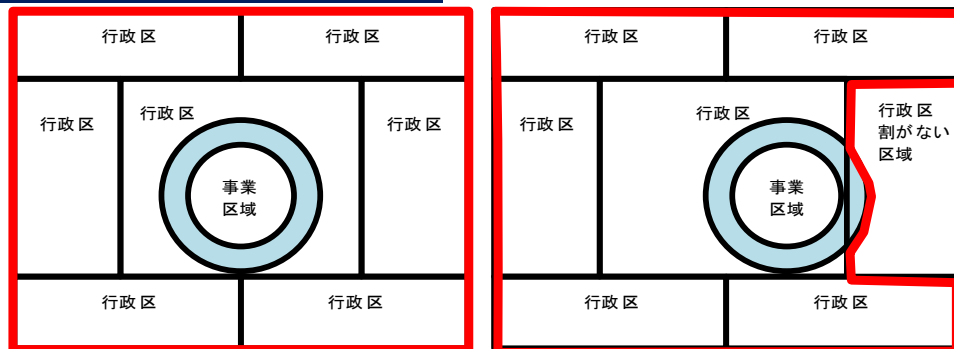
風力 50kw 未満



※水色の範囲は100メートル

事業区域の所在する行政区及び事業区域の境界から外側100メートル以内の区域の住民等

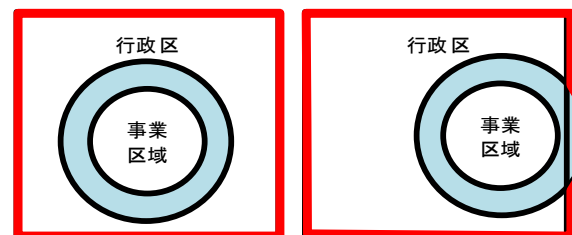
地熱・風力以外 50kw 以上



※水色の範囲は300メートル

事業区域の所在する行政区及び当該行政区に隣接する行政区並びに事業区域の境界から外側300メートル以内の区域の住民等

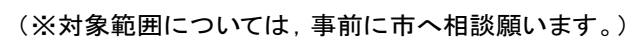
風力以外 50kw 未満



※水色の範囲は100メートル

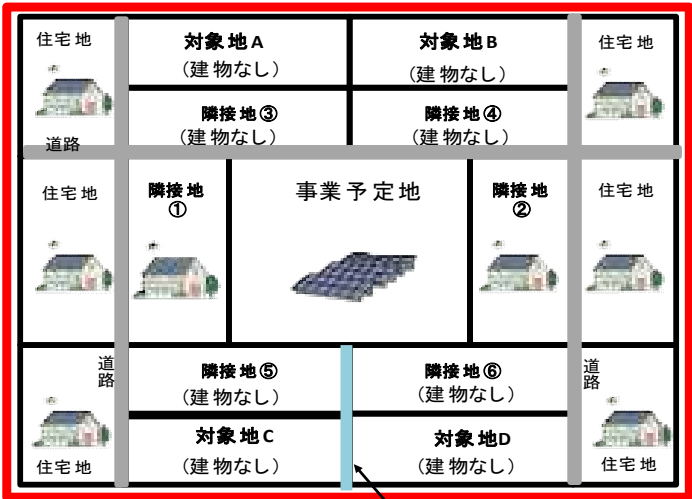
事業区域の所在する行政区及び事業区域の境界から外側100メートル以内の区域の住民等

赤線が対象住民等の範囲



説明会の対象住民等のイメージ図(その3)

赤線が対象住民等の範囲



事業予定地からの排水を計画している水路

例) 居住者(建物所有者)と土地所有者への説明範囲

対象範囲	対象者
隣接地①・②及び 対象範囲内の住宅地	居住者又は建物所有者
隣接地③・④・⑤・⑥	土地所有者
対象地A・B	(事業の影響がないため省略可)
対象地C・D	土地所有者(事業による排水 の影響があるため)

3-3. 事業計画への意見申出と協議（条例第10条第5～7項，規則第9・10条）

対象住民等は，説明会又は事業計画の周知があった日から14日以内に，計画に対する意見書を提出することができます。（意見書の様式は任意ですが，巻末に参考様式を載せていますのでご活用ください。）

事業者は，意見の申出があったときは，見解書（意見書に対する見解を示した書類）を申出書を提出した対象住民等へ提示して協議を行い，理解が得られるよう努めてください。

3-4. 届出（条例第9条第1項，規則第4条第1項）

適用を受ける事業を実施しようとするときには，事業に関する計画を次の書類により届け出てください。

【提出書類】

大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業届出書（様式1号）

【添付書類】

- （1）大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業確約書（様式第2号）
- （2）助言（指導）への対応書（様式第3号）
- （3）事前協議に係る書類のうち，助言又は指導により変更したもの
- （4）損害賠償責任保険等の加入状況を示す書類（保険契約書の写し等）

※（4）は特定事業の場合のみ

3－5. 着手届・完了届（規則第4条第2項）

（1）着手届

工事に着手したときは，速やかに次の書類により届け出てください。

【提出書類】

着手届（様式第4号）

（2）完了届

工事が完了したときは，速やかに次の書類により届け出てください。

【提出書類】

完了届（様式第5号）

【添付書類】

工事完了写真（撮影した日付が確認できるカラー刷りのもの）

3－6．変更の届出（条例第9条第2項，規則第4条第3項・第5条）・

変更届出の事前協議（条例第10条第4項，規則第7条第2項）

届出した事業計画を変更するときも，次の書類により届け出てください。

変更の届出をしようとするときも，着手しようとする日の90日前までに，次の届出書類により事前協議してください。

（1）変更届出の事前協議

【提出書類】

大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業変更事前協議書（様式第13号）

【添付種類】

届出及び事前協議の書類のうち，変更に係る書類

（2）変更の届出

【提出書類】

大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業変更届出書（様式第6号）

【添付書類】

届出及び事前協議の書類のうち，変更に係る書類

○次の軽微な変更は、届出（事前協議）の必要はありません。

（軽微な変更）

①発電設備の出力を減少させるもの

②その他市長が軽微な事業計画の変更と認めるもの

※軽微な変更に該当するか迷う場合は、市へ事前にご相談ください。

（参考例）

変更内容	変更届事前協議	変更届	事業承継届
発電設備の配置変更	○	○	—
事業者の所在地の変更	—	○	—
事業を他者に譲渡	—	—	○

※条例施行前の既設事業につきましては、変更届出は任意となりますが、現状把握のため上記による変更届出にご協力願います。

3－7．中止・廃止の届出（条例第9条第3項，規則第4条第4項）

事業計画を中止又は廃止するときも、次の書類により届け出てください。

【提出書類】

大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業中止（廃止）届出書（様式第7号）

【添付書類】

- （1）事業を中止し，又は廃止する前の現況写真（撮影した日付が確認できるカラー刷りのもの）
- （2）事業を中止し，又は廃止した後において行う措置を示した書類（平面図等）※原状回復の計画等がわかるもの

3－8. 事業承継（条例第9条第4項，規則第6条）

事業譲渡，相続，合併又は分割によりその地位を承継したときは，速やかに，次の書類により届け出てください。

特定事業の場合は，事業を承継した者に，廃棄等費用の確保（保証金の預入及び質権設定等）や損害賠償責任保険等への加入の義務が課せられますので，適切な引継ぎが必要です。

【提出書類】

地位承継届出書（様式第8号）

【添付書類】※該当する書類のみ

- （1）承継した事実を証する書類
- （2）法人の事業概要を確認できる書類（パンフレット等）
- （3）個人にあつては住民票抄本（本籍（外国人にあつては国籍）が記載されたもの）の写し
- （4）法人にあつては登記事項証明書の写し
- （5）損害賠償責任保険等の加入状況を示す書類（保険契約書等の写し等）

第4章 地熱発電事業

4-1. モニタリングの実施（条例第11条）

事業者は、事業区域の周辺で湧出している源泉の所有者の意向を確認し、必要に応じて既存源泉等の状況を確認するためのモニタリングの実施に努めてください。

温泉の湧出量の減少等周辺環境の変化が認められた場合には、影響調査を実施し、事業が原因であった場合には、必要な措置を講じてください。

4－2．地熱発電事業における届出対象行為（条例第12条第1項）

地熱発電事業は、調査から発電設備の設置工事に至るまで、長期間にわたり事業が実施され、また温泉事業者など密接に関わる関係者が広く存在することから、早い段階で地域住民等への説明が行われ、地域理解のもとで後戻りなく事業計画が進められるよう、地熱発電事業の特性に応じた段階ごとに届出を求めることとしたものです。

次の各段階に応じて、あらかじめ事前協議及び届出が必要となります。

（「4－3．地熱発電事業における事前協議」、「4－4．地熱発電事業における届出」参照）

（1）地熱資源賦存状況調査（既存資料調査及び既存井の調査を除く）

事業化に向けて早い段階から住民等への説明や合意形成を図っていただくため、届出の対象としたものです。調査のために行われる機器の設置や広範囲の土地への立入については、周辺住民等への配慮が必要です。なお、既存資料調査など自然環境等への影響や住民等への配慮に直接関係がないものは、届出対象には含まれません。

（2）温泉法第3条第1項又は第11条第1項の許可に基づく掘削等

事業化の可能性を探るために行われる試験掘削を含め、温泉法に基づく掘削等を行う場合には、自然環境等への配慮のほか、周辺の源泉を利用する関係者や住民等に対して十分な説明と合意形成が必要であるため、届出の対象とするものです。

（3）発電設備設置工事

発電設備設置工事の際に、届出が必要となります。

4-3. 地熱発電事業の事前協議（条例第13条，規則第12条）

4-2で示す地熱発電事業における対象行為を行おうとするときには，それぞれの段階において届出が必要となりますが，各届出の前（着手しようとする日の90日前まで）に，次の書類により事前協議してください。

（1）地熱資源賦存状況調査

【提出書類】

大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業事前協議書（様式第15号）

【添付書類】

- ① 大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業（地熱発電設備設置事業）計画書【地熱資源賦存状況調査】（様式第16号）
- ② 説明会等報告書（様式第12号）※
- ③ 住民票抄本の写し（事業者が個人の場合に限る。）又は法人の登記事項証明書の写し（事業者が法人の場合に限る。）
- ④ 位置図
- ⑤ 現況写真（撮影した日付が確認できるカラー刷りのもの）
- ⑥ 調査区域の公図の写し
- ⑦ 調査区域の土地の登記事項証明書の写し
- ⑧ モニタリングに関する計画書
- ⑨ 工程表
- ⑩ 実施体制表（施主，施工者，施工管理者等を示したものをいう。）
- ⑪ その他の法令による許認可を受けているときは，その写し
- ⑫ その他市長が必要と認める書類

※説明会については，「3-2. 対象住民等への説明」をご参照ください。

なお，地熱発電事業については，出力規模を問わず，事業区域の所在する行政区及び事業の実施により自然環境，既存源泉等に一定の影響を及ぼすことが想定される区域の住民等への説明が必要となります（イメージ図（その2）参照）。具体的な進め方については，事前に市へご相談願います。

(2) 温泉法第3条第1項又は第11条第1項の許可に基づく掘削等

【提出書類】

大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業事前協議書（様式第15号）

【添付書類】

- ① 大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業(地熱発電設備設置事業)計画書【温泉法第3条第1項(第11条第1項)許可に基づく掘削等】(様式第17号)
- ② 説明会等報告書(様式第12号)※
- ③ 位置図
- ④ 現況写真(撮影した日付が確認できるカラー刷りのもの)
- ⑤ 掘削地を明示した当該掘削地付近の見取図
- ⑥ 掘削地の公図の写し
- ⑦ 掘削地の登記事項証明書の写し
- ⑧ 掘削の計画図
- ⑨ 設備の配置図及び主要な設備の構造図
- ⑩ 掘削地周辺の民家及び公共物件の状況図
- ⑪ 騒音対策を記載した書類
- ⑫ 掘削作業に要する水の確保方法等を記載した書類
- ⑬ 泥水処理方法及び排水に関する計画書
- ⑭ 暴噴防止対策を記載した書類
- ⑮ モニタリングに関する計画書
- ⑯ 工程表
- ⑰ 実施体制表(施主、施工者、施工管理者等を示したものをいう。)
- ⑱ その他の法令による許認可を受けているときは、その写し
- ⑲ その他市長が必要と認める書類

※説明会については、「3-2. 対象住民等への説明」をご参照ください。

掘削等の段階においても、事業区域の所在する行政区及び事業の実施により自然環境、既存源泉等に一定の影響を及ぼすことが想定される区域の住民等への説明が必要となります(イメージ図(その2)参照)。具体的な進め方については、事前に市へご相談願います。

(3) 発電設備設置工事

【提出書類】

大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業事前協議書（様式第15号）

【添付書類】

- ① 大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業計画書（様式第10号）
- ② 関係法令の手續状況確認書（様式第11号）
- ③ 説明会等報告書（様式第12号）※
- ④ 位置図
- ⑤ 現況写真（撮影した日付が確認できるカラー刷りのもの）
- ⑥ 事業区域全域の公図の写し
- ⑦ 事業区域全域の土地の登記事項証明書の写し
- ⑧ 土地利用計画図（平面図（縮尺が1000分の1以上のもの））
- ⑨ 造成を含む事業にあつては、土地造成計画図（平面図・縦断図・横断図（縮尺が1000分の1以上のもの））
- ⑩ 建築物又は工作物の設計図（平面図・立面図・断面図）
- ⑪ 流量計算書
- ⑫ 排水計画図（平面図・断面図）
- ⑬ 排水施設構造図
- ⑭ 排水に係る放流承諾書
- ⑮ モニタリングに関する計画書
- ⑯ 工事施工方法書（計画書）（作業の方法及び工法を示したものをいう）
- ⑰ 工程表
- ⑱ 実施体制表（施主、工事施工者、施工保守管理者等を示したものをいう。）
- ⑲ 維持管理（保守点検）計画書
- ⑳ 維持管理（保守点検）費用及び廃棄等費用積立計画書
- ㉑ その他の法令による許認可等を受けているときは、その写し
- ㉒ その他市長が必要と認める書類

※説明会については、「3-2. 対象住民等への説明」をご参照ください。

発電設備設置工事の段階においても、事業区域の所在する行政区及び事業の実施により自然環境、既存源泉等に一定の影響を及ぼすことが想定される区域の住民等への説明が必要となります（イメージ図（その2）参照）。具体的な進め方については、事前に市へご相談願います。

4－4．地熱発電事業の届出（条例第１２条，規則第１１条）

4－3の事前協議を経て，地熱発電事業における対象行為を行おうとするときには，それぞれの段階において届出が必要となりますので，次の書類により届け出てください。

（各対象行為共通）

【提出書類】

大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業（地熱発電設備設置事業）

届出書（様式１４号）

【添付書類】

- （１）大崎市再生可能エネルギー発電設備設置事業確約書（様式第２号）
- （２）助言（指導）への対応書（様式第３号）
- （３）事前協議に係る書類のうち，助言又は指導により変更したもの
- （４）損害賠償責任保険等の加入状況を示す書類（保険契約書の写し等）

※（４）は特定事業の場合のみ

このほか，地熱発電事業についても，以下の項目が適用されます。

3－5．着手届・完了届

3－6．変更の届出・変更届出の事前協議

3－7．中止・廃止の届出

3－8．事業承継

第5章 特定事業

第1節 廃棄等費用の確保及び管理

5-1-1. 保証金の預入及び質権設定等（条例第14条）

（1）廃棄等費用の確保

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）において、事業用太陽光発電設備については、廃棄等費用の積立が義務化されているところですが、近年、多発する自然災害等の不測の事態により事業継続ができなくなり、発電事業の種別を問わず、施設の撤去や廃棄について、適切な対応がなされない事態が生じることへの不安や懸念する声があがっています。

このことから、特に大規模な施設を有する特定事業（発電出力が50kW以上の事業）については、適切な廃棄等費用の確保を求めるものです。

なお、廃棄等費用の確保の状況について、条例第20条に基づき市への報告及び資料の提出を求める場合があります。

（2）保証金の預入

事業者は、適切に廃棄等費用を確保していることを保証するため、次に掲げる場合を除き、廃棄等費用の積立計画に基づき当該特定事業に係る現金（保証金）を金融機関に預入しなければなりません。保証金の預入の要否については、個別にご相談願います。

【適用除外】

- ① 再エネ特措法第15条の12第2項の規定による積立を行う場合
- ② 地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第3項の規定により認定した地域脱炭素化促進事業計画に基づき実施される特定

事業である場合

③ その他市長が認める事由がある場合

(※例えば、一定の信用格付けを有する金融機関との契約で廃棄等費用の積立が専用口座で厳格に管理されている場合などが考えられます。)

(3) 保証金の額

保証金の額は、次に掲げる額のうちいずれか高い方の額とします。

- ① 特定事業に係る資本費（発電設備の設置に係る工事費の総額をいう。）
の100分の5に相当する額
- ② 事業に係る廃棄等費用の見積額

(4) 市との質権設定契約

事業者は、保証金を預入したときは、当該保証金に係る預金債権について市と質権設定契約を締結するとともに、当該質権の設定につき、市に対抗要件を備えさせる必要があります。

これは、不測の事態が生じ、事業者により撤去等の適切な措置が行われず、やむを得ず市が事業者に代わり施設の廃棄等を行う場合の費用を保証金として確保するためのものです。

なお、質権設定契約を行った場合、保証金の額と併せて公表します。

(5) 準用

上記5-1-1(1)～(4)については、事業計画の変更により該当することになる場合や、地位の承継があった場合にも適用されます。

5－1－2. 保証金の使途（条例第15条）

（1）保証金の使途

事業で発生する廃棄物の処理や、事業廃止時の施設の撤去等は、事業者の責任において実施されるものですが、事業者が条例第22条の命令を受けたにもかかわらず、当該勧告に係る措置の全部又は一部を履行しなかったことにより、災害の発生の防止又は自然環境等の保全に著しい支障が生じると認める場合は、行政代執行法第2条又は第3条第3項の規定により市が講じた措置に要する費用のうち、廃棄等費用に該当するものに、当該保証金を充当できることとしています。

保証金の額が当該措置に要した額より少ないときは、市はその差額を事業者に負担を求めることができます。

5－1－3. 質権設定契約の解除等（条例第16条）

（7）質権設定契約の解除等

①質権設定契約の解除

次に掲げる場合は、質権設定契約を解除します。

ア 事業計画の変更により当該事業が特定事業に該当しないこととなったとき。ただし、市長が災害発生の防止に必要な措置等が十分にとられていると認めるときに限ります。

イ 事業者の地位を継承した者と新たに質権設定契約を締結したとき。

ウ 発電設備の廃止に係る解体等を完了したとき。

②保証金の減額

事業者は、次のいずれかに該当する場合は、預入した保証金の減額を市に申し入れることができます。

ア 発電設備の解体等に伴い発生する廃棄物の処理のために保証金を使用するとき。

イ 事業計画の変更に伴い預入すべき保証金の額が減少するとき。

ウ 市長が特別な理由があると認めるとき。

第 2 節 損害賠償責任保険等への加入

5－2－1. 損害賠償責任保険等への加入（条例第 17 条）

近年の激甚化する自然災害や、不測の事態により、第三者に被害を与え、賠償責任を負う可能性が考えられます。また、地域住民が安心できる形で事業導入を図る必要があります。

このことから、事業者は、特定事業の実施に当たっては、特定事業の発電設備の設置に着手する日から特定事業の発電設備を廃止する日までの間、当該特定事業の実施に起因して生じた他人の生命若しくは身体又は財産に係る損害を補填する保険及び自然災害や地震等の発生により事業に係る修繕、撤去、廃棄の費用を補償するための火災保険、地震保険等に参加しなければならないこととしています。

なお、設置工事に係る期間中の損害賠償責任保険等への加入に当たっては、当該設置工事を請け負う者が、損害賠償責任保険等への加入をすることで足りります。

条例第 9 条又は条例第 12 条に基づく届出の際に、損害賠償責任保険等の加入状況を示す書類（保険契約書の写し等）を提出してください。

（※「3－4. 届出」、「4－4. 地熱発電事業の届出」参照）

本規定は、事業計画の変更により特定事業に該当することとなる事業者や、地位を継承した事業者にも適用されます。

第 6 章 雑則

6－1. 事業の確認（条例第 18 条）

市は、事業計画の届出があったときは、速やかに現地の状況を確認します。

6－2. 事故発生時の措置等（条例第 19 条，規則第 13 条）

近年、発電設備における火災や地下資源の掘削に伴う暴噴事故が発生しています。事故によっては、周辺地域に重大な被害を拡大させるおそれがあることから、事業者は、次に掲げる事態が生じたときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、その内容を市長に報告してください。

- （１） 発電設備若しくは発電に用いる再生可能エネルギー源に起因する事故若しくは災害が発生し、又は発生するおそれが生じたとき。
- （２） 発電設備若しくは発電に用いる再生可能エネルギー源に起因する公害の原因となる物質が発生し、又は発生するおそれが生じたとき。

【緊急連絡先】大崎市 市民協働推進部 環境保全課

電話番号 ０２２９－２３－６０７４

※開庁時間以外は、警備室に電話がつながりますので、緊急案件として、環境保全課担当者へ連絡いただくようお願いください。

【提出書類】事故等発生報告書（様式第 18 号）

事故等発生の報告を行った事業者は、後日、事故等の拡大及び再発防止のために必要な措置に関する計画を作成し、市長に報告してください。

6－3. 報告及び立入調査（条例第20条，規則第14条）

市長は，本条例の施行に必要な限度において，事業者に対し報告や資料の提出を求めたり，市の職員に事業区域の土地へ立ち入り，事業に関する事項についての調査や質問をさせることができます。

なお，立入調査の際，市の職員は身分を示す証明書（立入調査証（様式第19号））を携帯し，関係者の請求があったときは，提示しなければなりません。

また，立入調査の権限は，犯罪捜査のために認められものではありません。

6－4. 助言，指導又は勧告（条例第21条，規則第15条）

市長は，必要があると認めるとき，事業者に対して，必要な措置を講じるよう助言又は指導を行うことができます。（助言（指導）通知書（様式第20号））

また，助言又は指導に従わない場合で，次のいずれかに該当すると認めるときは，事業者に対し，期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができます。（勧告書（様式第21号））

- （1） 抑制区域内において，適応を受ける事業を実施したとき。
- （2） 市長に届出をする前に事業に着手したとき。
- （3） 市長に事前の協議をせず，又は虚偽の協議をしたとき。
- （4） 対象住民等への説明会の開催又は個別訪問その他適当な方法による事業計画の周知をしなかったとき。
- （5） 事業計画に対する意見の申出をした対象住民等との協議をしなかったとき。
- （6） 市への報告若しくは資料の提出をせず，若しくは虚偽の報告や資料の提出をしたとき。
- （7） 調査を拒み，妨げ，又は質問に答えず，虚偽の答弁をしたとき。
- （8） 事業が自然環境等に重大な影響を与えるおそれがあると認められるとき。
- （9） 上記のほかに，市長が特に勧告する必要があると認めるとき。

6－5. 命令（条例第22条，規則第16条）

市長は、勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができます。（命令書（様式第22号））

6－6. 公表（条例第23条，規則第17条）

市長は、勧告を受けた事業者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、「弁明の機会の付与通知（様式第23号）」を行った上で、事業者の氏名及び住所並びに勧告の内容を公表することができます。

事業者は、公表に係る弁明をしようとするときは、上記の通知を受けた日から起算して14日以内に、「公表に係る弁明書（様式第24号）」を提出しなければなりません。

なお、市長は公表をしようとするときは、大崎市環境審議会の意見を聴かなければなりません。

【再エネ特措法との関係】

再エネ特措法において、関係法令（条例を含む）の規定を遵守していない場合は、認定の取消しが講じられることが規定されています。

経過措置（条例付則）

（１）適用する事業について

本条例の施行の日前において、事業に着手したものについては、この条例の規定は適用しません。

【条例施行日】 令和 7 年 4 月 1 日

（２）条例の施行日以後 90 日を経過する日までの間に、事業に着手しようとするときは、「事業に着手しようとする日の 90 日前までに」は、「速やかに」と読み替えます。



大崎市
Osaki City